# 新潟県高等学校体育連盟基本問題検討委員会規程

### (名称及び事務局)

- 第1条 本会は、新潟県高等学校体育連盟(以下本連盟という。)基本問題検討委員会(以下委員会という。)と称する。
- 第2条 委員会の事務局を、本連盟事務局内におく。

## (目 的)

第3条 委員会は、本連盟の運営について、その基本方針、その他重要事項を審議し、立 案することを目的とする。

#### (構 成)

- 第4条 委員会は、副会長、地区選出理事、会長推薦理事及び専門部委員長から選出され た委員をもって構成する。
  - 2 委員は、副会長1名、地区選出理事各地区1名、会長推薦理事若干名、専門部委員長若干名とし、会長が委嘱する。
- 第5条 委員の任期は、本連盟役職員の任期に準ずる。

#### (役 員)

- 第6条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名をおく。
  - 2 委員長及び副委員長は会長が委嘱する。
  - 3 委員長は、委員会を統括し、委員会の会務を処理する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 2 委員会は、必要に応じ随時開催する。
- 第8条 委員会で審議・立案した事項は、理事会に報告するものとする。

### (規程の変更)

第9条 本規程の変更は、代議員会の承認を得るものとする。

#### (附 則)

第10条 本規程は、平成15年4月10日から施行する。